

## 令和6年度 徳島県職員確保に向けた県・県職場の魅力発信業務仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度 徳島県職員確保に向けた県・県職場の魅力発信業務

### 2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 3 業務目的

近年、若者の公務員離れが進むとともに、コロナ禍からの経済活動回復に伴う民間企業への流れが加速し、県職員の採用試験の申込者数は減少しており、採用人員の確保が困難な状況となっている。

採用希望者の増加及び優秀な人材を確保するため、県・県職場の魅力発信動画を制作し、PRを実施する。

### 4 事業内容等

#### (1) 音声付きショート動画の制作

##### ア 内容

- ・15～30秒の縦型ショート動画を5本以上制作すること。  
テーマは次のとおりとし、構成については提案すること。
  - (ア) 県職員の魅力や働きがいに関するPR動画  
徳島県職員採用案内に掲載しているインタビュー記事を基に作成すること。
  - (イ) 職員メッセージ動画  
求める人材像や県職員としてのミッション等について説明を行う内容とすること。
  - (ウ) 転職希望者向けPR動画  
民間企業等職務経験者枠での採用者へインタビューを行うとともに、試験制度についての案内を行う内容とすること。
  - (エ) 新たな試験制度に関する動画  
新たな試験制度の案内を行う内容とし、本試験の対象となる「建築」「総合土木」「林業」3職種の職種紹介を盛り込むこと。
  - (オ) 徳島県庁働き方改革に関する動画  
場所を選ばない多様な働き方や、行政DX推進による新たな働き方、庁舎改修による職場環境の改善などを盛り込んだ内容とすること。
  - (カ) その他企画提案によるもの
- ・制作する動画は、各種SNS等へ掲載するほか、「(2) 配信業務」にて使用する。
- ・対象者が興味関心を持つ効果的な表現とすること。
- ・必要な出演者は受託者が用意することとするが、県職員を出演させる場合は、委託者が人選することとする。
- ・制作する動画は、各種SNS及びWEBサイトに掲載、配信することを前提とし、パソコンやスマートフォン、タブレット等で再生可能なファイル形式とすること。

##### イ 視聴対象

学生（概ね15歳～24歳）及び現在就業中の社会人（概ね30代～50代）

## (2) 配信業務

### ア 内容

- ・本業務において制作する動画のほか、委託者が提供する素材によるバナー広告等を用いて情報発信・広告出稿を実施すること。
- ・各広告媒体への出稿など、SNS(Web)広告の配信にかかる一切の業務とする。
- ・広告媒体（SNS 広告、アドネットワーク広告等）や配信方法は、事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを提案すること。  
ただし、Instagram、YouTube での広告は必須とする。
- ・最終的な広告媒体等の詳細については、委託者と協議の上で決定する。
- ・配信の際は、委託者による広告配信案の確認後、広告の配信を開始すること。
- ・委託者による広告配信案のチェック時には、広告配信イメージ（どの媒体でどのように広告が掲載されるのかが分かるもの）、各媒体で広告を出稿する際のターゲティング（オーディエンス）設定画面を提出すること。
- ・本事業における広告配信において、リーチ数やクリック数等の KPI および KPI ごとに目標とする数値を設定すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して業務を継続すること。
- ・原則として、出稿の際に使用するアカウントは協議の上決定することとする。
- ・配信費は委託金の 5 割以上とすること。

### イ 配信対象

- ・学生（概ね 15 歳～24 歳）及び現在就業中の社会人（概ね 30 代～50 代）
- ・配信対象地域は、日本国内とする。
- ・その他、委託者と協議の上、効果的な配信範囲等の設定を行うこと。

### ウ 効果測定

- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。
- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、クリック単価等の結果を報告すること。
- ・配信開始後 1 週間程度を目安に、広告の運用状況及びそれに基づく分析結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は 1 月に 1 回以上、月次報告書としてとりまとめを行い、委託者に報告すること。
- ・来年度以降の運用を見据え、業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。

## 5 成果品

### (1) 提出物

- |                 |                    |     |
|-----------------|--------------------|-----|
| ア 業務実施報告書       | 紙媒体                | 1 部 |
| イ 効果測定レポート      | 紙媒体                | 1 部 |
| ウ この業務により制作した映像 | 電子媒体 (DVD, CD-R 等) | 1 部 |
- なお、動画の解像度はフルハイビジョン以上とし、縦横比は配信媒体に応じたものとする。
- エ その他、委託者が指示するもの

(2) 納期

制作映像については、順次納品することとするが、少なくとも1本以上は令和7年1月31日（金）までに納品し、令和7年2月28日（金）までにすべての納品を完了すること。その他提出物については、令和7年3月31日（月）までとする。

納品後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正に必要な措置を無償で講ずること。

納品場所 徳島県企画総務部人事課

6 特記事項

- (1) 業務の実施にあたっては、業務全体に責任を有し、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降完成まで交替しないことを原則とする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。業務実施にあたっては委託者と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について、随時報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (3) 撮影許可等に関する手続きは受託者が行うこと。ただし、徳島県関係機関での撮影（場所、出演する県職員の選定等）については、委託者と協議の上で行うこと。
- (4) 成果物の映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て徳島県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て徳島県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (5) 成果物の肖像権や意匠権、著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。  
なお、動画制作において音楽等を使用する場合は、著作権その他全ての権利等について、使用料が発生しないものとする。
- (6) 委託者が行う成果物の再編集・リサイズ・印刷・複製等については、委託者の判断で行えるものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (8) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (9) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (10) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (11) 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。
- (12) 本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議し、その指示に従うこと。
- (13) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (14) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。

(15) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定する。